



分離受注の設備その他工事の現場共益費協定書



平成元年 8月11日 締結

令和4年 1月14日 改定（第1回）



一般社団法人 仙台建設業協会
一般社団法人 仙台設備工事業協会
仙台電気工事事業協同組合

分離受注の設備その他工事の現場共益費協定書

(目的)

第1条 (一社) 仙台建設業協会、(一社) 仙台設備工事業協会、及び仙台電気工事事業協同組合は、仙台市及びその他の公共機関発注に関わる所属会員並びに、組合員の施工する分離受注設備その他工事について、それぞれの所属会員は、相互尊敬・相互信頼に基づいて相互の立場を尊重しながら本体工事業者の施設を使用する場合、現場共益費を下記の通り協定する。

(協力)

第2条 本協定の趣旨に従い、各々その立場と職場を理解し、いやしくも相手方に損傷を与えることの無きよう誠意をもって完全なる建築物の完成に協力するものとする。

(努力)

第3条 本協定の趣旨については、所属会員各社はもとより組織全員に周知徹底させ、協定違反や紛争などを、起こさないよう努めるものとする。

(調停)

第4条 万一紛争その他事故が生じた場合は、必要に応じ当事者三者の団体からなる調停委員会を設けて、合議解決をはかるものとする。又、調停委員会はその決定について所属会員に遵守させる権限を有する。尚、会の構成及び協議方法については別に協議する。

(請求)

第5条 現場共益費は適切な時期に協議し、合意の上相互に覚書を取り交わし、そ

れに基づき請求する。

(協定の有効期間)

第6条 本協定は、令和4年4月1日以降契約した工事に適用し、5年ごとに見直しをする。但し、三者から異議が出ない場合は継続する。

尚、この期限内であっても協定者のいずれかより申し入れがあった時は、協議に応ずる。

この協定を証するため、本書3通を作成し、三者が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

附則（平成元年 8月11日締結）

本協定は、平成元年 8月11日より実施する。

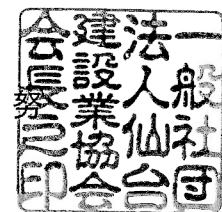
附則（令和4年 1月14日改定）

本協定は、令和4年 4月 1日より実施する。

令和 4年 1月14日

一般社団法人 仙台建設業協会

会 長 深 松



一般社団法人 仙台設備工事業協会

理事長 藤 岡 正



仙台電気工事業業協同組合

理事長 前 澤



記

協 定 事 項

1. 現場共益費に含まれる諸費用

現場共益費に含まれる諸費用は次の通りとする。

(1) 安全対策費

仮設工事、その他に対する安全管理及び指導

(2) 配筋手直し費及び建築設計図書に明記された補強費

(3) 現場内の作業用仮設電気及び水道使用料、但し仮設の受変電設備設置の場合 は、別途協議する。

(4) 作業統括管理費

作業における統括管理及び指導その他諸費用

(5) 型枠損料

諸設備工事の施工による穴あけ等、軽微な型枠損傷による損料

(6) 工事用道路の維持管理費

当該工事用として共用する道路の維持管理費

但し、維持管理に大巾な費用を要するものは、別途協議する。

(7) 環境衛生費

作業員用便所、洗面所などの衛生管理に関する費用

(8) 現場に設置するリフト等揚重機の維持管理費及び使用する費用

2. 別途精算する諸費用は次の通りとし、その諸経費は適正な基準に基づき現場代理人の協議により決定のうえ、毎月精算する。

又、請求及び受領は所属会員、各社間にて会社名で行い、会社印の請求書、受領書を取り交わす。

(1) 諸材料費

諸設備工事に使用する材料を支給した場合の費用

(セメント、骨材、その他)

(2) 諸設備工事専用に設ける足場等の架払い費用

(3) 諸設備専用の現場事務所及び作業場等における電気料金、水道料金

(4) 仕上げ損傷修復費

諸設備工事施工によって建築の仕上げを損傷した場合の修復費用

(5) 諸設備工事受注者所管にかかる物件に生じた損害の負担

諸設備工事受注者所管にかかる物件又は施工諸設備を損傷した場合は、本協定のそれぞれの工事者間の責任において、補修又は精算するものとする。

(6) 試験用電力及び用水費

試験用として電気及び水道を使用する場合の料金

(7) 屋外設備工事によって生じた、残土処分及び地均し費

(8) 建築設計図書に明記されていない配管用スリーブ及び配管のための各種補強

並びに、設備用各種箱入れに要する費用

(9) 作業場の整理・清掃費及び産業廃棄物処分費

それぞれの現場作業により発生した屑及び廃棄物は、廃棄物処理法上の排出事業者の責任として、それぞれの事業者が自ら処分する事を原則とし、各々の作業場の清掃及び整理整頓に努めること。

(10) 近隣挨拶に伴う費用

当該工事の施工時における、現場近隣住民に対する挨拶費用

- (11) 現場共益費に含まれる諸費用の他で各現場代理人の協議により、共用で必要とされる施設や設備の設置並びに整備費用及びその他諸費用
尚、当該工事に関わる敷地内での分離受注の業者は全て適用する。

3. 現場共益費及び支払方法

現場共益費対象額	共益比率
1,000万円以下……………までの額に対しては	2.0%
1,000万円を越え3,000万円以下	1.8%
3,000万円を越え6,000万円以下	1.5%
6,000万円を越え1億円以下	1.2%
1億円を超える額に対しては	1.0%

但し、仙台市水道加入金及び、開発負担金を除く

尚、支払方法は、着工時1/2、中間上棟時1/4、引渡し時1/4を基本とする

(例) 請負金額 ¥6,500万円の場合の計算方法

(段階で計算し累計する)

$$1,000 \text{ 万円} \times 0.020 = 200,000 \text{ 円}$$

$$2,000 \text{ 万円} \times 0.018 = 360,000 \text{ 円}$$

$$3,000 \text{ 万円} \times 0.015 = 450,000 \text{ 円}$$

$$500 \text{ 万円} \times 0.012 = 60,000 \text{ 円}$$

$$\text{計} \quad \quad \quad 1,070,000 \text{ 円}$$

(消費税込みとする)

4. 別途協議事項 (敷地内、現場状況により協議する)

下記に関しては0.4%とする。

(1) 電気工事

- ① 屋外受変電設備（本体に設置する受変電設備を除く）
- ② 屋外配線路及び外灯工事
- ③ 本体工事に関連しない工事
- ④ 納入機器

視聴覚機器類、照明・音響機器等操作卓類、

発電機、無停電電源装置、中央監視盤類、情報通信機器類

- ⑤ 特殊な電気工事

模様替えその他工事で建築工事が及ばない部分

(2) 管工事

- ① 浄化槽工事及び除害施設工事
- ② 屋外給排水工事及び屋外オイルタンク工事
- ③ ガス局より指定購入機器
- ④ 冷暖房用機器

ボイラー、ポンプ、冷凍機、冷温水発生機、冷却塔、送風機、

排風機、空調機、換気扇類、受水槽、高架水槽などの機器

- ⑤ 厨房機器・フード

但し、上記屋外工事については、主体建造物及工作物より 2m以上離

れて施工する当該工事の公道分の給水管取り出し工事及び排水管接続

工事一式

- ⑥ 衛生器具類

- ⑦ 消火機器類

5. 付属協定

調停委員会の構成は(一社)仙台建設業協会、(一社)仙台設備工事業協会、及び仙台電気工事業協同組合より各々3名を委員に任命し、総数を9名で構成する。尚、この委員会は、紛争その他事故の解決のみならず、今後生ずる問題点の見直しについても協議出来るものとする。

